

大和市教育委員会 8 月定例会

日 時 平成 23 年 8 月 18 日

午後 1 時 30 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 4 教 育 長 の 報 告
- 5 議 事

日程第 1 (議案第 30 号) 大和市暴力団排除条例案の意見聴取について

日程第 2 (議案第 31 号) 平成 22 年度大和市教育費決算について

日程第 3 (報告第 4 号) 県費負担教職員の懲戒処分について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

(1) 前月定例会以降の動き

- | | | |
|----------------------------------|---------------|------------|
| 1. 2011 さわやかジュニア
ソロ・ペア一輪車競技大会 | 7/30(土) 9:10 | 大和スポーツセンター |
| 2. 中学生壮行会 | 8/ 3(水) 9:30 | 市役所ビル |
| 3. 教育研究所発表会 | 8/ 3(水) 13:30 | 勤労福祉会館 |
| 4. 校長研修会 | 8/ 3(水) 14:00 | 生涯学習センター |
| 5. 教育委員会協議会 | 8/ 4(木) 10:00 | 教育委員会室 |
| 6. 子ども相撲大会 | 8/ 7(日) 9:00 | 諏訪神社境内 |
| 7. 教頭研修会 | 8/ 9(火) 9:30 | 勤労福祉会館 |

[平成 23 年 第 3 回 大和市議会 定例会]

- ・ 本会議 9/1(木)・27(火)
- ・ 委員会 文教市民経済：9/5(月)、厚生：9/6(火)
- ・ 一般質問 9/20(火)・21(水)・22(木)

[小・中学校の運動会]

- ・ 9/17(土) 小 6 校 (西鶴間・林間・下福田・桜丘・渋谷・上和田)
中 3 校 (引地台・大和・光丘)
- ・ 9/23(金) 小 2 校 (大和・南林間)
中 2 校 (つきみ野・下福田)
- ・ 9/24(土) 小 8 校 (深見・大和東・引地台・大野原・柳橋・草柳・福田・文ヶ岡)
- ・ 10/22(土) 小 1 校 (緑野)

(2) 次月定例会までの予定

- | | | |
|------------|---------------|--------|
| 1. 総合防災訓練 | 8/27(土) 8:30 | 渋谷中 |
| 2. 教育フォーラム | 9/ 3(土) 13:30 | 勤労福祉会館 |

議案第 30 号

大和市暴力団排除条例案の意見聴取について

大和市暴力団排除条例の制定にあたっては、大和市立学校施設開放条例及び大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正の必要が生じる。ついては、大和市暴力団排除条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

なお、大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正については、大和市文化財保護審議会から別紙のとおり答申を受けている。

平成 23 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

平成23年8月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局委員長 青 蔭 文 雄

大和市長暴力団排除条例案の意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありません。

【事務担当】

教育部教育総務課政策調整担当

内線 5203

平成23年8月9日

大和市教育委員会

委員長 青蔭 文雄 殿

大和市文化財保護審議会

会長 曾我 高雄



大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について (答申)

(対平成23年7月28日付諮問)

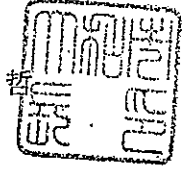
諮問された大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正については、審議の結果、諮問案どおり改正することが適当であると認めます。



平成23年7月26日

大和市教育委員会委員長 青 陰 文 雄 殿

大和市長 大 木



大和市暴力団排除条例案の意見聴取について（聴取）

このことについて、別添の大和市暴力団排除条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を聴取します。

【事務担当】

市長室危機管理課 危機管理担当

内線 5777

大和市暴力団排除条例 案

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、県、他の市町村、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、他の公共団体その他暴力団排除を目的とする団体と連携を図るものとする。
- 3 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、前項に規定する団体に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力し、暴力団排除に資する情報を知ったときは、市、警察その他関係機関に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

(職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第9条第2項において同じ。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。）の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の管理における暴力団排除)

第9条 市は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わ

せてはならない。

- 2 市長、行政委員会の長及び指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例（集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

（市民に対する支援）

- 第10条 市は、市民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

- 第11条 市は、市民の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（委任）

- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（大和市社会福祉会館条例の一部改正）

- 2 大和市社会福祉会館条例(昭和43年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。

（大和市立学校施設使用条例の一部改正）

- 3 大和市立学校施設使用条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。
第2条の見出しを「(使用許可等)」に改め、同条第1項中「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、別に規則で定めるものは、あらかじめ、教育委員会の使用資格等に関する団体の登録（以下「利用者登録」という。）を受けなければならない。

第2条第3項中「学校施設の使用を許可する」を「使用許可をする」に改め、同条に次の1項を加える。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を拒否し、又は使用許可をしないものとする。

- (1) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認められたとき。
- (2) その他教育委員会が管理上支障があると認められたとき。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条中「前条の規定により使用の許可」を「使用許可」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(使用許可等の取消し等)

第3条 教育委員会は、利用者登録又は使用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録若しくは使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生ずることがあってもその責任を負わない。

- (1) 虚偽の申請により利用者登録又は使用許可を受けたことが判明したとき。
- (2) 学校運営上支障が生じたとき。
- (3) 前条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他教育委員会が管理上支障があると認められたとき。

(大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正)

4 大和市下鶴間ふるさと館条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条第2項中「ふるさと館の母屋を占有して使用しようとする者」を「使用者」に改め、「、あらかじめ教育委員会の承認を受け」を削り、同条を第12条とする。

第8条中「利用者」を「使用者又は利用者」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「利用者」を「使用者又は利用者」に改め、同条を第10条とし、第4条から第6条までを3条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の3条を加える。

(使用の承認)

第4条 ふるさと館の母屋を占有して使用しようとするものは、規則で定めるところ

により、あらかじめ教育委員会の承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、管理上必要な条件を付することができる。

2 教育委員会は、使用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 営利を主たる目的とするとき。
- (3) ふるさと館の施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めたとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (5) その他教育委員会が管理上支障があると認めたとき。

（使用承認の取消し等）

第5条 教育委員会は、使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 前条第1項後段に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用承認後、前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他教育委員会が管理上支障があると認めたとき。

（目的外使用及び権利譲渡等の禁止）

第6条 使用者は、使用承認を受けた目的以外にふるさと館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

改正案	現行
<p><u>（使用許可等）</u></p> <p>第2条 学校施設を使用するものは、教育委員会の許可（以下「<u>使用許可</u>」 <u>という。</u>）を受けなければならない。<u>この場合において、別に規則で定め</u> <u>るものは、あらかじめ、教育委員会の使用資格等に関する団体の登録（以</u> <u>下「利用者登録」という。）を受けなければならない。</u></p> <p>2 使用ができる学校施設は、別表のとおりとする。</p> <p>3 教育委員会は、<u>使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付す</u> <u>ことができる。</u></p> <p>4 教育委員会は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を拒否</u> <u>し、又は使用許可をしないものとする。</u></p> <p><u>（1） 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認めたと</u> <u>き。</u></p> <p><u>（2） その他教育委員会が管理上支障があると認めたととき。</u></p> <p><u>（使用許可等の取消し等）</u></p> <p>第3条 教育委員会は、<u>利用者登録又は使用許可を受けたものが次の各号</u> <u>のいずれかに該当するときは、利用者登録若しくは使用許可を取り消し、</u> <u>又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合にお</u> <u>いて、使用者に損害を生ずることがあってもその責任を負わない。</u></p> <p><u>（1） 虚偽の申請により利用者登録又は使用許可を受けたことが判明した</u> <u>とき。</u></p> <p><u>（2） 学校運営上支障が生じたとき。</u></p> <p><u>（3） 前条第3項に規定する条件に違反したとき。</u></p>	<p><u>（使用許可）</u></p> <p>第2条 学校施設を使用するものは、教育委員会の許可を受けなければな らない。</p> <p>2 使用ができる学校施設は、別表のとおりとする。</p> <p>3 教育委員会は、<u>学校施設の使用を許可する場合において、管理上必要な</u> <u>条件を付することができる。</u></p>

(4) 前条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(6) その他教育委員会が管理上支障があると認められたとき。

(損害賠償等)

第4条 使用許可を受けたものは、学校施設を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその理由を付し、教育委員会に届け出てその指示を受け、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第5条 略

第6条 略

(損害賠償等)

第3条 前条の規定により使用の許可を受けたものは、学校施設を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその理由を付し、教育委員会に届け出てその指示を受け、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第4条 略

第5条 略

改正案	現行
<p><u>(使用の承認)</u></p> <p>第4条 ふるさと館の母屋を占有して使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の承認(以下「使用承認」という。)を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2. 教育委員会は、使用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしない。</p> <p>(1) <u>公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき。</u></p> <p>(2) <u>営利を主たる目的とするとき。</u></p> <p>(3) <u>ふるさと館の施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められたとき。</u></p> <p>(4) <u>集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。</u></p> <p>(5) <u>その他教育委員会が管理上支障があると認められたとき。</u></p> <p><u>(使用承認の取消し等)</u></p> <p>第5条 教育委員会は、使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。</p> <p>(1) <u>前条第1項後段に規定する条件に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用承認後、前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が管理上支障があると認められたとき。</u></p>	

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用承認を受けた目的以外にふるさと館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第7条 略

第8条 略

第9条 略

(原状回復の義務)

第10条 使用者又は利用者は、ふるさと館の施設又は設備の利用を終わつたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償)

第11条 使用者又は利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

第12条 略

2 使用者は、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならない。

第13条 略

第14条 略

第15条 略

第4条 略

第5条 略

第6条 略

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、ふるさと館の施設又は設備の利用を終わつたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

第9条 略

2 ふるさと館の母屋を占用して使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会会の承認を受け、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならない。

第10条 略

第11条 略

第12条 略

議案第 31 号

平成 22 年度大和市教育費決算について

平成 22 年度大和市教育費決算の報告にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

平成22年度
教育費決算書

大和市教育委員会

平成22年度 教育費決算書

歳入

H22年度 歳入決算総括表(教育委員会)

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できなかった額 (収入未済額)
14-1-7 教育使用料	49,399,000	51,373,694	51,373,694	0
1 小学校使用料	16,016,000	15,685,267	15,685,267	0
2 中学校使用料	10,500,000	10,416,247	10,416,247	0
3 社会教育使用料	22,512,000	24,947,370	24,947,370	0
4 保健体育使用料	371,000	324,810	324,810	0
15-1-2 教育費国庫負担金	519,685,000	506,912,000	506,912,000	0
1 小学校費負担金	374,192,000	347,805,000	347,805,000	0
2 中学校費負担金	145,493,000	159,107,000	159,107,000	0
15-2-5 教育費国庫補助金	1,362,282,000	1,480,198,855	1,480,198,855	0
1 小学校費補助金	739,011,000	791,325,855	791,325,855	0
2 中学校費補助金	258,009,000	266,803,000	266,803,000	0
3 社会教育費補助金	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0
4 安全・安心な学校づくり交付金	362,762,000	419,570,000	419,570,000	0
15-2-6 特定防衛施設周辺整備調整交付金	76,281,000	79,281,000	79,281,000	0
1 特定防衛施設周辺整備調整交付金	76,281,000	79,281,000	79,281,000	0
15-2-9 きめ細かな交付金	24,000,000	24,000,000	0	24,000,000
1 きめ細かな交付金	24,000,000	24,000,000	0	24,000,000
15-2-10 住民生活に光をそそぐ交付金	19,629,000	19,629,000	0	19,629,000
1 住民生活に光をそそぐ交付金	19,629,000	19,629,000	0	19,629,000
16-2-8 教育費県補助金	5,258,000	4,750,000	4,750,000	0
1 教育総務費補助金	660,000	660,000	660,000	0
2 社会教育費補助金	4,598,000	4,090,000	4,090,000	0
16-2-9 緊急雇用創出事業補助金	30,871,000	22,231,761	22,231,761	0
1 ふるさと雇用再生特別基金市町村補助金	16,659,000	14,220,725	14,220,725	0
2 緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金	14,212,000	8,011,036	8,011,036	0
17-1-2 利子及び配当金	1,000,000	1,002,315	1,002,315	0
1 利子及び配当金	1,000,000	1,002,315	1,002,315	0
17-2-1 物品売払収入	60,000	13,300	13,300	0
1 物品売払収入	60,000	13,300	13,300	0
18-1-4 教育費寄附金	200,000	42,938	42,938	0
1 教育総務費寄附金	200,000	42,938	42,938	0
21-5-1 雑入	3,537,000	4,273,796	4,273,796	0
1 雑入	3,537,000	4,273,796	4,273,796	0
22-1-5 教育債	1,299,700,000	1,111,500,000	1,111,500,000	0
1 小学校債	972,300,000	851,100,000	851,100,000	0
2 社会教育債	1,300,000	0	0	0
3 中学校債	326,100,000	260,400,000	260,400,000	0

※ 収入未済額 43,629,000円は、平成23年度に繰り越しています。

平成22年度 教育費決算書

歳 出

平成22年度 歳出決算総括表(教育委員会)

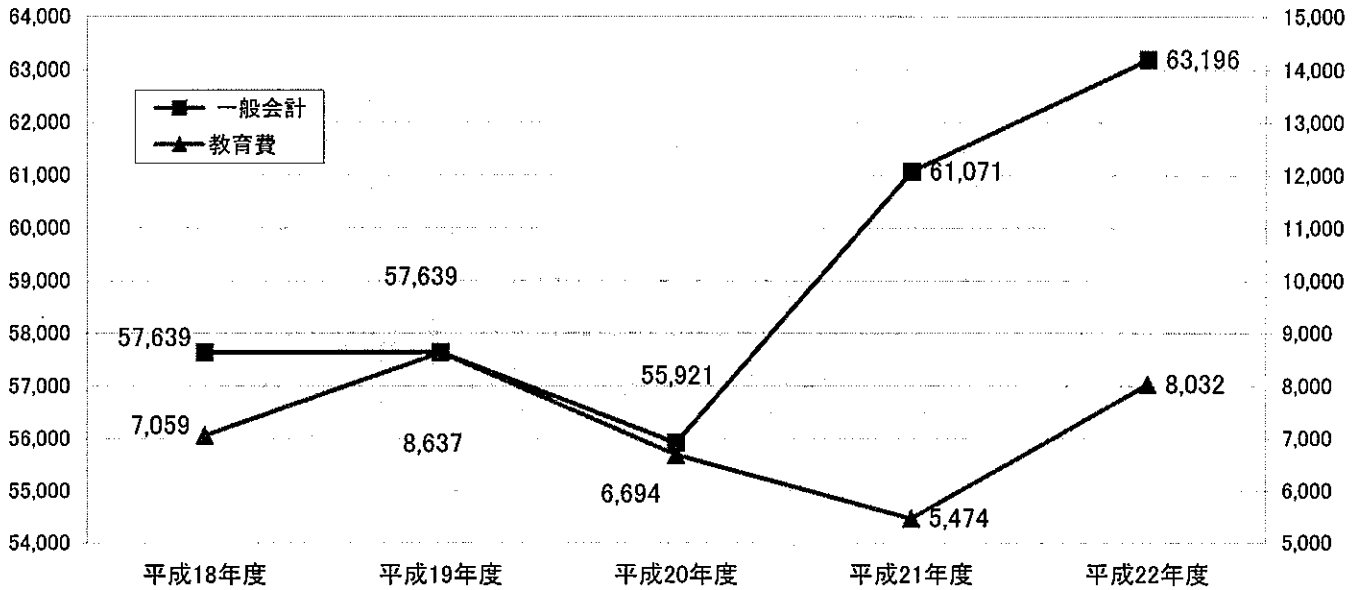
【単位:円】

款・項目	最終予算額 (予算現額)	支出済額	翌年度繰越額	執行残額 (不用額)	執行率
10 教育費	8,391,161,660	8,031,530,100	62,391,000	297,240,560	95.7
1 教育総務費	907,562,352	869,976,072	2,916,000	34,670,280	95.9
1 教育委員会費	8,929,000	7,792,877	0	1,136,123	87.3
2 事務局費	597,174,612	576,333,693	0	20,840,919	96.5
3 教育研究費	56,447,000	53,587,537	0	2,859,463	94.9
4 教育指導費	192,455,740	181,129,804	2,916,000	8,409,936	94.1
5 青少年相談費	52,556,000	51,132,161	0	1,423,839	97.3
2 小学校費	3,593,709,260	3,471,754,786	11,100,000	110,854,474	96.6
1 学校管理費	558,191,160	532,220,195	0	25,970,965	95.3
2 教育振興費	458,296,000	442,250,078	0	16,045,922	96.5
3 学校建設費	2,577,222,100	2,497,284,513	11,100,000	68,837,587	96.9
3 中学校費	1,719,561,048	1,667,764,796	0	51,796,252	97.0
1 学校管理費	284,943,488	275,102,437	0	9,841,051	96.5
2 教育振興費	261,397,560	254,107,746	0	7,289,814	97.2
3 学校建設費	1,173,220,000	1,138,554,613	0	34,665,387	97.0
4 社会教育費	876,800,000	807,612,749	9,000,000	60,187,251	92.1
1 社会教育総務費	381,942,000	356,686,895	0	25,255,105	93.4
2 青少年育成費	66,265,000	62,013,190	0	4,251,810	93.6
3 公民館費	210,246,000	192,664,134	0	17,581,866	91.6
4 図書館費	173,837,000	154,547,305	9,000,000	10,289,695	88.9
5 文化財保護費	44,510,000	41,701,225	0	2,808,775	93.7
5 保健体育費	1,293,529,000	1,214,421,697	39,375,000	39,732,303	93.9
1 保健体育総務費	359,521,360	351,952,685	0	7,568,675	97.9
2 学校給食管理費	894,632,640	862,469,012	0	32,163,628	96.4
3 体育施設費	39,375,000	0	39,375,000	0	0.0

【一般会計】

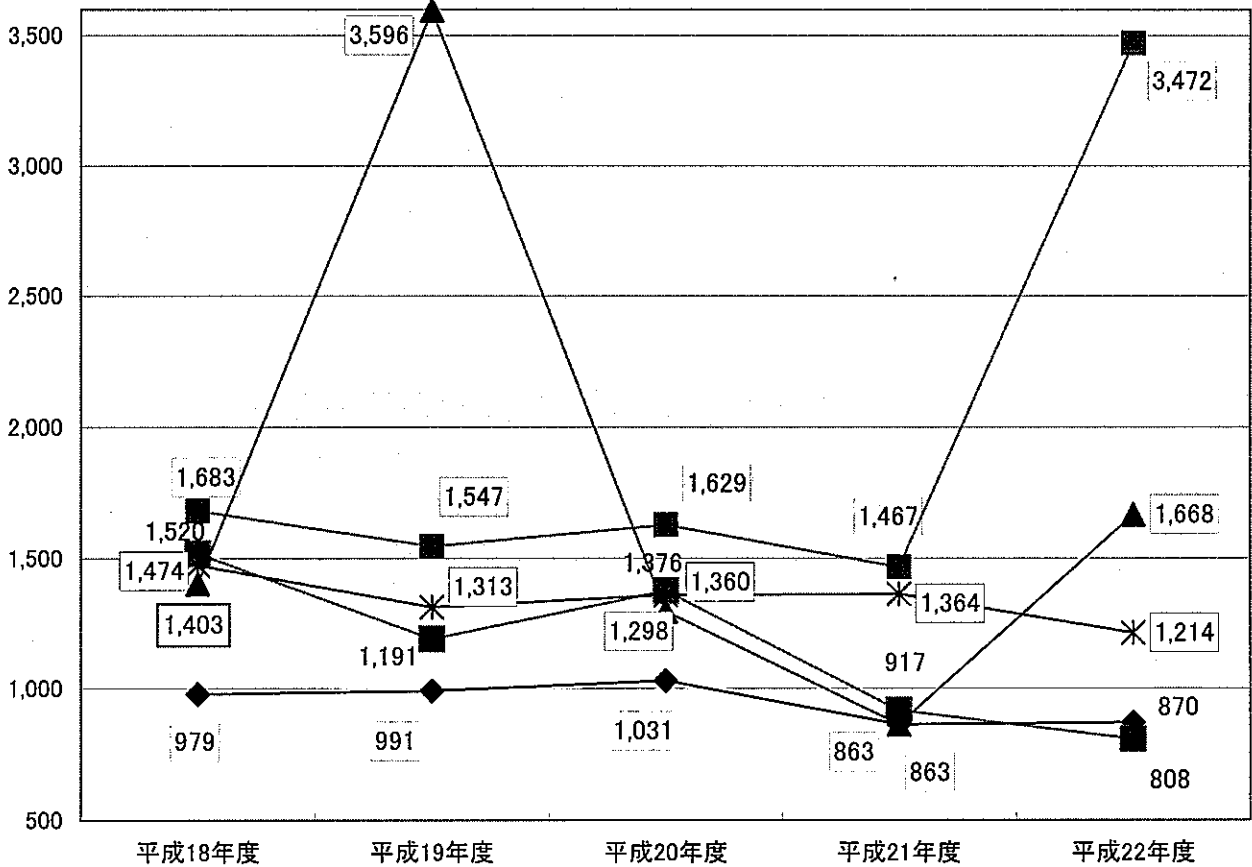
一般会計決算・教育費決算 5カ年の推移

(百万円) 【教育費】



(百万円)

教育費決算 項別5カ年の推移



◆ 1 教育総務費 ■ 2 小学校費 ▲ 3 中学校費 ■ 4 社会教育費 * 5 保健体育費